

（仮称）明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 制定の目的

児童福祉法の一部改正により市が定めることとされた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

明石市乳児等通園支援事業において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するために必要な、設備に関する基準や職員の資格及び人数等について規定します。内閣府で定める基準に準拠した内容とする予定ですが、乳児室の面積や従事する職員の資格については市の独自基準を定めます。

【条例で定める基準】

- ・乳児等通園支援事業の一般原則
- ・乳児等通園支援事業所に必要な設備に関する基準
- ・乳児等通園支援事業所の職員の資格及び員数に関する基準
- ・その他乳児等通園支援事業所の運営に関する基準

【市が独自に追加する内容】

- ・配置職員は保育士資格を有する者とする（国基準では子育て支援員研修を受けた者も可）
- ・0歳児受入の必要面積を1人あたり3.3㎡とする（国基準では1.65㎡）

3 条例制定に向けたスケジュール

令和7年	9月	条例の制定に係るパブリックコメント募集
	10月	事業者募集
	11月	児童福祉専門分科会
	12月	条例案の議会提出、施行
令和8年	4月	事業の開始

4 事業の進捗状況及び事業者の見込みについて

現在、国の基準をもとに明石市における実施基準及び事業者募集要項を作成しています。また、事業者募集に先立ち、市内の事業者（認可保育施設、認可外保育施設、企業主導型保育事業所）に事業実施意向のアンケート調査を行ったところ、7施設（受入枠約20人分）から実施の意向がある旨の回答を得ました。今後、事業者募集の際に詳細の要件等を示し、要件等に合致する事業者を選定、認可してまいります。